令和７年11月

犯罪収益移転危険度調査書

【 概要版 】

本資料は、令和７年11月に公表された犯罪収益移転危険度調査書（以下「調査書」という。）の概要版として、主な変更点を中心にまとめた資料であり、より詳細な内容については調査書本体を御参照いただきたい。

～目次～

第１　危険度調査の方法等

○　調査書の構成、概要等・・・

第１　危険度調査の方法等（P.５）

※（）内のページ数は、調査書本体のページ数を示す（以下、同じ。）。

※　①～⑥は主な変更点

調査書の構成

はじめに
第１　危険度調査の方法等
第２　我が国の環境　②
第３　マネー・ローンダリング事犯等の分析
第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度
第５　商品・サービスの危険度
第６　危険度の低い取引
第７　テロ資金供与に関する危険度　⑥

主な変更点

①現下の犯罪情勢等に鑑み、**匿名・流動型犯罪グループ**の記載順を見直し。資金獲得犯罪に関する記載を更新
②**オンラインカジノ**に関するトピックを追加
③マネー・ローンダリングを専門に請け負う犯罪グループによる**法人や法人名義の預貯金口座等の悪用事例**を分析
④**非対面取引**の記載の更新、**インターネットバンキング**に関するトピックの追加
⑤**外国との取引**の記載の更新、**貿易を利用したマネー・ローンダリング**や**東南アジアを拠点とする詐欺の脅威等**に関するトピックの追加
⑥**テロ資金供与**に関する危険度を章立て

【評価の概要※】

脅威		脆弱性
主　体		
1. 匿名・流動型犯罪グループ ① 2. 暴力団 3. 来日外国人犯罪グループ	前提犯罪（詐欺、窃盗等）	マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等（預貯金口座、内国為替取引等）

○　危険度の評価①：危険度が高い取引形態、国・地域及び顧客属性

脆弱性　取引形態	国・地域	顧客属性
1. 非対面取引 ④ 2. 現金取引 3. 外国との取引 ⑤	1. FATF声明により対抗措置が要請されている国・地域 イラン・北朝鮮 2. FATF声明により対象となる国・地域から生じるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域 ミャンマー	1. 暴力団 2. 非居住者 3. 外国の重要な公的地位を有する者 4. 法人（実質的支配者が不透明な法人等） ③

○　危険度の評価②：商品・サービス

	商品・サービス
他の業態よりも相対的に危険度が高い取引	●預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス（下欄に掲げられたものを除く。） ●資金移動サービス　●電子決済手段　●暗号資産
危険度が認められる取引	●保険　●外貨両替　●宝石・貴金属 ●投資　●ファイナンスリース　●郵便物受取サービス ●信託　●クレジットカード　●電話受付代行 ●金銭貸付　●不動産　●電話転送サービス ●高額電子移転可能型前払式支払手段　●法律・会計関係サービス

○　テロ資金供与に関する危険度

脅威	脆弱性
ISIL、AQ等のイスラム過激派をはじめとするテロ組織、テロ資金供与関係者等	テロ資金の合法・非合法な出所及び供与手段

※マネー・ローンダリングとテロ資金供与には、①テロ資金は必ずしも違法な手段で得られるとは限らないこと、②マネー・ローンダリングと比較してテロ資金供与に関係する取引は少額であり得ること、③マネー・ローンダリングとテロ資金供与では送金先等に関して注意を要する国・地域等が異なる場合があること等の相違点があり、調査書では、当該相違点を踏まえた危険度等について記載しているところである。また、テロ資金供与自体が犯罪とされ、テロ資金そのものが犯罪収益としてマネー・ローンダリングの対象にもなり得ることから、他の犯罪収益と同様、テロ資金供与を行おうとする者は、その移動に際して様々な取引や商品・サービスを悪用することによりその発見を免れようとするものと考えられる。したがって、調査書に記載する取引や商品・サービスの危険度には、テロ資金供与に利用される危険度も含まれる。

第１　危険度調査の方法等（P.５）

1 経緯　2 目的　3 調査方法　4 調査書の更新内容等

○　経緯（P.５）

出来事	内容
①　平成24年２月 ＦＡＴＦ新勧告	ＦＡＴＦは勧告１において、各国に対し、「自国におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスクを特定、評価」すること等を要請
②　平成25年６月 Ｇ８行動計画原則	ロック・アーン・サミットにおいて、各国が「リスク評価を実施し、自国の資金洗浄・テロ資金供与対策を取り巻くリスクに見合った措置を講じる」こと等が盛り込まれたＧ８行動計画原則の合意がなされる。
③　平成25年6月 我が国の行動計画	我が国では、ＦＡＴＦ勧告及びＧ８行動計画原則を踏まえ、警察庁のほか、金融庁等の関係省庁により構成される作業チームを設けて、平成26年末までにマネー・ローンダリング等対策に係る国によるリスク評価を行うこと等を盛り込んだ行動計画を定める。

犯罪による収益の移転の危険性の程度に関する評価書（NRA ：国のリスク評価書）
（平成26年12月公表）

④　平成26年11月 犯罪収益移転防止法改正	犯罪収益移転防止法の改正により新設された同法第３条第３項において、国家公安委員会は、毎年、特定事業者等が行う取引の種別ごとに、危険度等を記載した調査書を作成・公表することが規定される。

犯罪収益移転危険度調査書（NRA-Follow Up Report）
（平成27年以降毎年作成・公表）

○　目的（P.6）

- 調査書は、特定事業者が行う取引の種別ごとに、それらがマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクを特定し、評価するもの
- 特定事業者は、調査書の記載内容を勘案して、マネー・ローンダリング等の疑いの有無を判断の上、疑わしい取引の届出を行うとともに、取引時確認等を的確に行うための措置を講じるなど、**取り扱う商品・サービスが犯罪収益の移転に悪用されることを効果的に防止すること**が求められる。
- 特定事業者の**リスクベース・アプローチ**に基づく効果的・効率的なマネー・ローンダリング等対策の前提となる。

第２　我が国の環境（P.11）

刑法犯認知件数等（P.12）

- 刑法犯認知件数の総数は、令和３年から３年連続増加
- 財産犯の被害額は平成元年以降最も高い。
- 財産犯のうち詐欺による被害額が前年比大幅に増加（+89.1%）

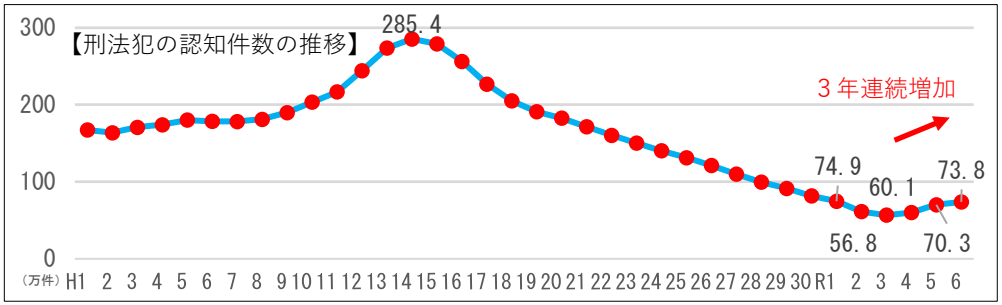

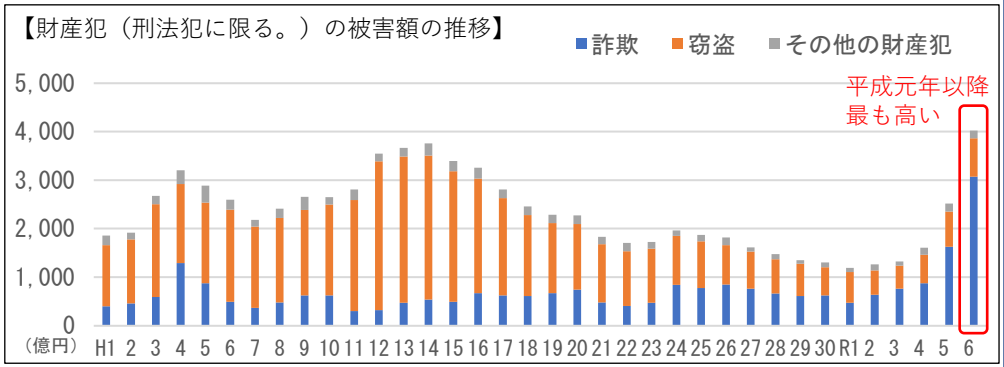

被害額（億円）	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
詐欺	469.5	640.1	763.0	876.8	1,625.8	3,074.7
窃盗	633.2	501.6	474.0	585.3	725.8	789.3
その他の財産犯	90.6	125.3	89.5	145.8	167.4	156.6
合計	1,193.3	1,267.0	1,326.5	1,607.8	2,519.1	4,020.7

+89.1%

平成元年以降最も高い

詐欺（特殊詐欺及びＳＮＳ型投資･ロマンス詐欺）（P.14）

- 特殊詐欺：認知件数・被害額共に増加。被害額は過去最多
- オレオレ詐欺では、ニセ警察詐欺による被害が顕著

被害額過去最多

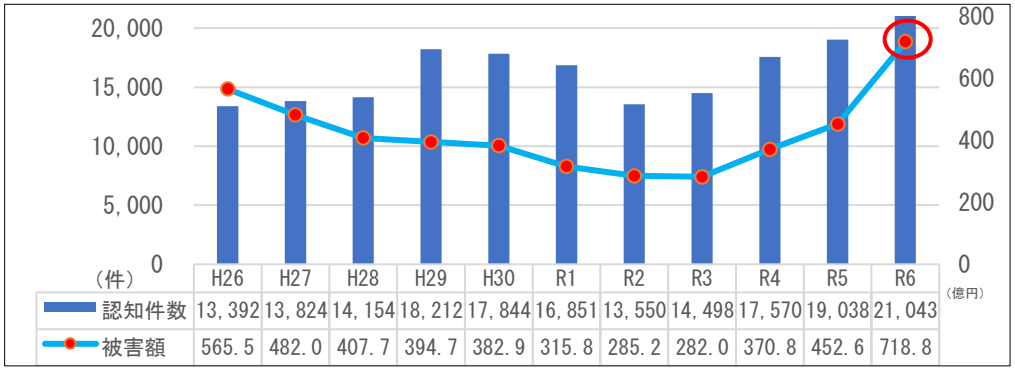

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
認知件数	13,392	13,824	14,154	18,212	17,844	16,851	13,550	14,498	17,570	19,038	21,043
被害額	565.5	482.0	407.7	394.7	382.9	315.8	285.2	282.0	370.8	452.6	718.8

- ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺：認知件数・被害額共に大幅に増加

罪名	令和５年		令和６年	
	認知件数(件)	被害額(億円)	認知件数(件)	被害額(億円)
ＳＮＳ型投資詐欺	2,271	277.9	↑ 6,413	↑ 871.1
ＳＮＳ型ロマンス詐欺	1,575	177.3	↑ 3,824	↑ 400.9
合計	3,846	455.2	↑ 10,237	↑ 1271.9

サイバー事案等（P.17）

※ＩＢ：インターネットバンキング

- ＩＢの不正送金事犯：発生件数4,369件、被害額86.9億円

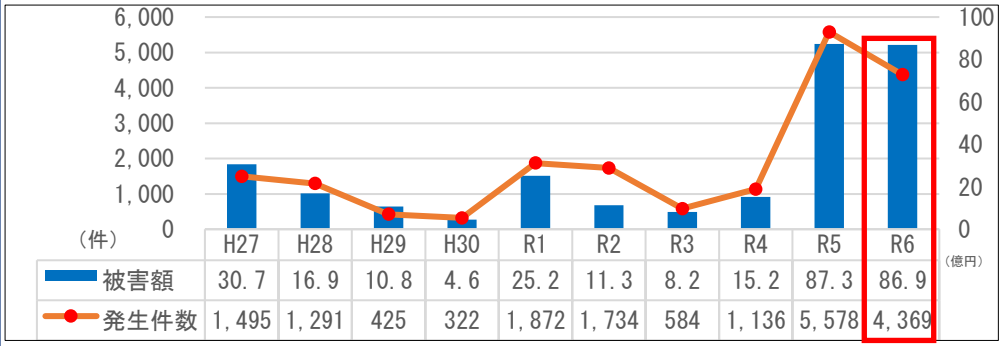

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
被害額	30.7	16.9	10.8	4.6	25.2	11.3	8.2	15.2	87.3	86.9
発生件数	1,495	1,291	425	322	1,872	1,734	584	1,136	5,578	4,369

第２　我が国の環境（P.11）

4 犯罪情勢等【トピック】オンラインカジノの実態、特徴等(P.23)

➢ 国内からオンラインカジノが利用されている実情や、オンラインカジノの仕組みを利用してマネー・ローンダリングが行われている実態あり。

※日本国内から接続してオンラインカジノを利用する行為は犯罪である。

警察庁では、オンラインカジノの利用実態やサイトの情報を把握するため民間事業者に業務委託し、令和７年３月「オンラインカジノの実態把握のための調査研究の業務委託報告書」を公表

国内からの利用が確認されたオンラインカジノサイト

➢ 調査対象のサイトは、外国で取得されたライセンスに基づき運営

➢ キュラソー島でのライセンスが、対象40サイト中過半数を占める。

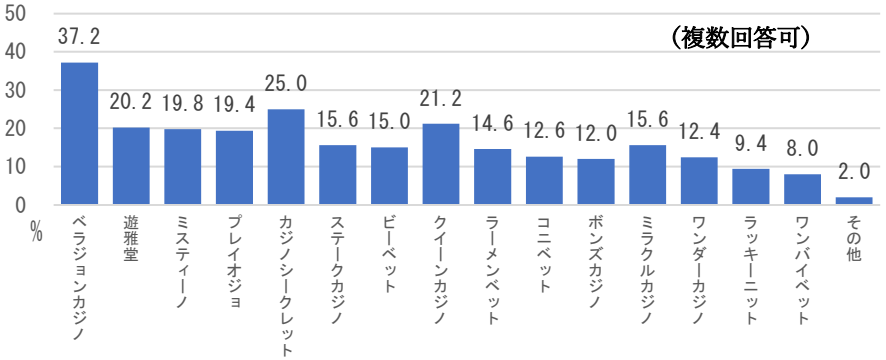

オンラインカジノへの入金方法

➢ 入金方法には多様な選択肢あり。クレジットカードや電子的な決済サービス等があり、入金が即時反映される点が特徴。**暗号資産**も広く採用されている。

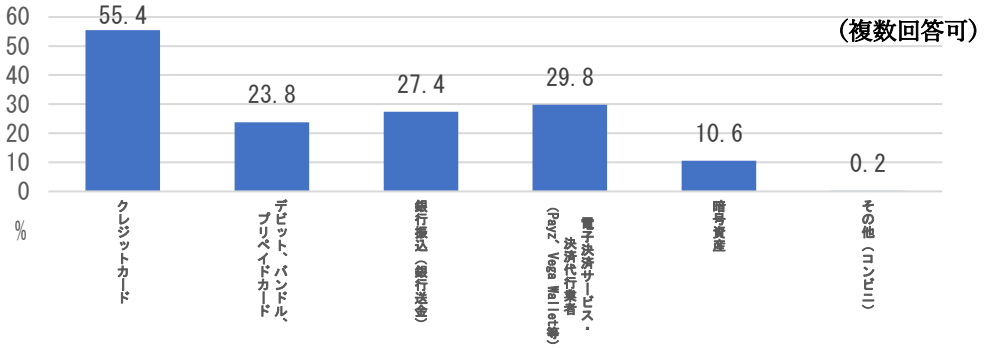

オンラインカジノに関し、以下の収益構造や資金の流れがみられている。

オンラインカジノに関連する収益構造の例

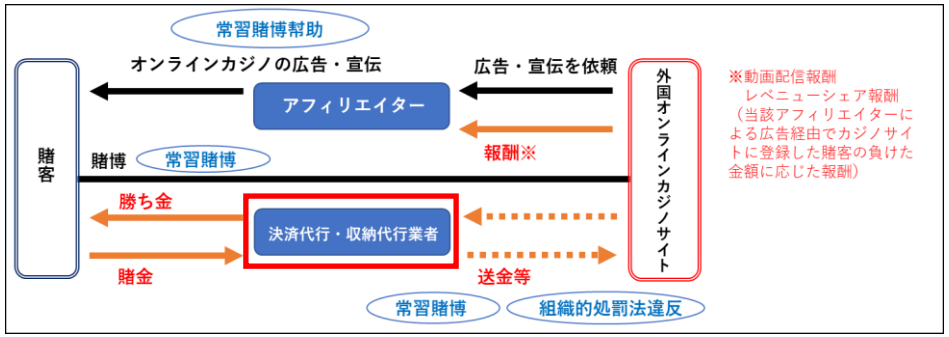

➢ **決済代行・収納代行業者を自称する**業者※の口座を通じ、オンラインカジノサイト運営会社に資金が流れている。
※常習賭博や組織的処罰法違反で検挙された事例もある。

オンラインカジノをめぐる資金の流れのイメージ

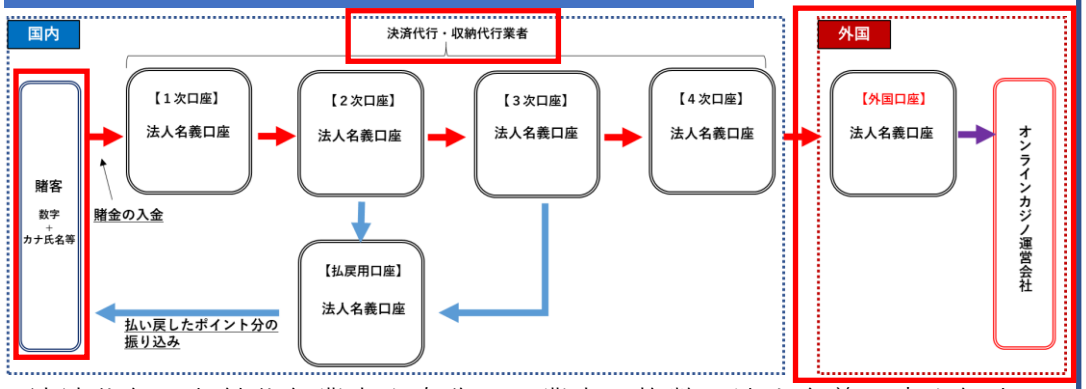

➢ 決済代行・収納代行業者を自称する業者の複数の法人名義口座を経由し、最終的に外国にある口座に資金が移転される例もある。

第３　マネー・ローンダリング事犯等の分析（P.29）

１ 主体　２ 前提犯罪　３ マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等　４ 疑わしい取引の届出

(1) 匿名・流動型犯罪グループ（P.30）　(2) 暴力団　(3) 来日外国人犯罪グループ

➢ 現下の犯罪情勢や健全な経済活動に与えている影響等に鑑み、主体の記載順を見直し、**「匿名・流動型犯罪グループ」**を冒頭に配置。資金獲得犯罪に関する記載を更新

特徴

・中核部分の匿名化と犯罪実行者の流動化
・多様な資金獲得活動と犯罪収益の還流
・暴力団と何らかの関係を持つ場合があるところ、両者の間で結節点の役割を果たす者も存在する。

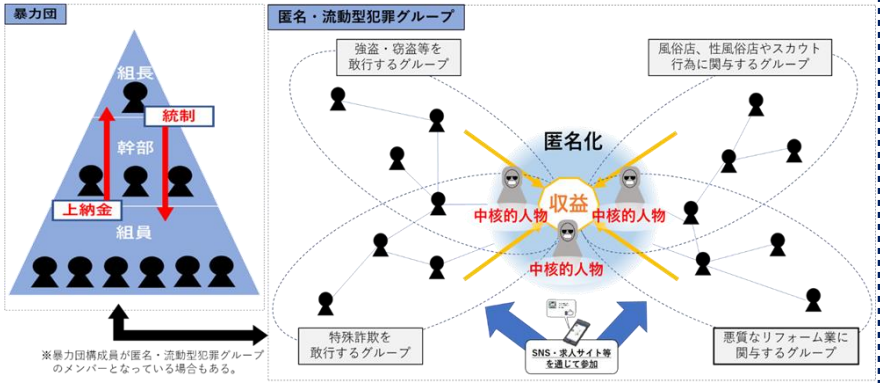

資金獲得犯罪

匿名・流動型犯罪グループが様々な事案に関与し、**多様な資金獲得活動**を行う。

・組織的な強盗等
・特殊詐欺
・ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺
・組織的窃盗・盗品流通事犯
・悪質ホストクラブ事犯や風俗関係事犯
・オンライン上で行われる賭博事犯
・インターネットバンキングに係る不正送金事犯等
・悪質なリフォーム業者等による特定商取引等事犯

マネー・ローンダリング事犯の手口

匿名・流動型犯罪グループが特殊詐欺によって獲得した犯罪収益についてマネー・ローンダリングを行う場合、資金の流れのイメージは、下図のとおりである。

・資金は最終的に、首謀者等の中核的人物の下に至る。
・**中核的人物が外国の拠点に所在**している場合もみられる。
・外国送金、暗号資産、キャッシュ・クーリエ等の手段による犯罪収益の外国への移転の実態もあり。

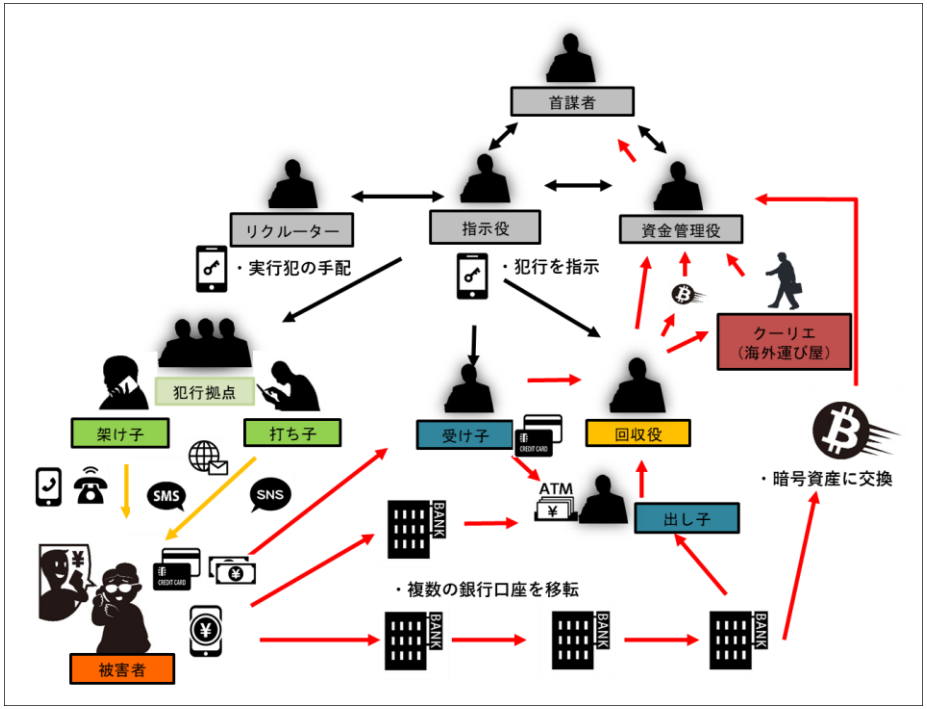

第３　マネー・ローンダリング事犯等の分析（P.29）

マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数（P.29）

	令和４年	令和５年	令和６年
組織的犯罪処罰法違反	709	888	1,262
麻薬特例法違反	17	21	21
合計	726	↑ 909	↑ 1,283

預貯金口座の悪用を助長する犯罪への対策（P.56）

マネー・ローンダリング事犯では、**架空・他人名義口座**が主要な犯罪インフラとなっている。警察は、預貯金口座の悪用を助長する犯罪を積極的に取り締まっている。

【犯罪収益移転防止法違反の検挙件数】

区分		令和４年	令和５年	令和６年
預貯金通帳等の譲渡等	(件)	2,951	3,230	4,321
預貯金通帳等の譲渡等（業）	(件)	18	43	29
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引	(件)	10	12	12
為替取引カード等の譲渡等	(件)	41	50	60
暗号資産交換用情報の提供等	(件)	46	89	90
その他	(件)	0	0	1
合計	(件)	3,066	↑ 3,424	↑ 4,513

- 被疑者の国籍等は日本が最も多く、続いてベトナム、中国が多い。
- 帰国する在留外国人から不正に譲渡された口座を悪用する手口あり。
- 口座を譲渡する方法以外に、他人に口座情報を伝え、自分の口座に振り込まれた資金を指定された別の口座に振り込む手口もある。
- **譲渡された口座数は検挙件数を大きく上回る**ことがうかがわれる。

警察は、特殊詐欺等の被害を認知した場合、口座を管理する金融機関に口座凍結依頼を実施。この凍結口座に対し、虚偽内容の支払督促や公正証書を基に裁判所に債権差押えの申立てを行い、強制執行により資金を引き出した事案あり。
債権差押えの申立を行った法人代表者らが詐欺及び公正証書原本不実記載・同行使の罪で起訴されている。

マネー・ローンダリング事犯の前提犯罪別の検挙事件数（P.44）

- 詐欺と電子計算機使用詐欺で全体の約５割を占める。
- 特殊詐欺等の発生が増加しており、同犯罪を前提犯罪とするマネー・ローンダリング事犯の検挙件数が増加

※図表内の注釈は、本文ご参照

年 ＼ 前提犯罪	詐欺	窃盗	電子計算機使用詐欺	薬物事犯（注１）	出資法・貸金業法（注２）違反	常習賭博及び賭博場開張等図利	商標法（注３）違反	風営適正化法違反	文書偽造事犯（注４）	恐喝	入管法違反	売春防止法（注５）違反	業務上横領	金融商品取引法違反	その他	合計
令和４年(件)	254	257	105	21	13	11	10	4	12	8	7	4	6	1	40	753
令和５年(件)	334	319	160	22	16	17	9	9	9	5	6	5	6	6	32	955
令和６年(件)	462	386	288	24	24	16	13	14	3	9	7	11	8	4	46	1,315
合計(件)	1,050	962	553	67	53	44	32	27	24	22	20	20	20	11	118	3,023

マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等（P.55）

- 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス（内国為替取引・預金取引）が約６割
- 現金取引の悪用事例としては、盗品等の犯罪収益を買取業者に売却して現金化する手段が多くを占める。
- クレジットカードが悪用される手口の多くが不正利用に起因

※図表内の注釈は、本文ご参照

年 ＼ 悪用された取引	内国為替取引	現金取引（盗品の売却等）（注１）	クレジットカード	前払式支払手段（注２）	預金取引	暗号資産	法人格	資金移動サービス	外国との取引（外国為替等）	金融商品	宝石・貴金属	電子決済手段（注３）	不動産	金銭貸付	外貨両替	法律・会計専門家	手形・小切手	郵便物受取サービス	合計
令和４年(件)	266	80	55	39	24	16	6	10	7	0	1	-	0	0	0	1	0	0	505
令和５年(件)	311	89	51	40	36	29	15	21	11	3	3	-	4	2	2	0	1	1	619
令和６年(件)	551	101	73	36	29	43	35	10	5	4	2	6	1	2	1	1	0	0	900
合計(件)	1,128	270	179	115	89	88	56	41	23	7	6	6	5	4	3	2	1	1	2,024

第３　マネー・ローンダリング事犯の分析（P.59）

1 主体　2 前提犯罪　3 マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等　**4 疑わしい取引の届出**

- **疑わしい取引の届出は**、マネー・ローンダリング等対策への意識の向上や、特定事業者におけるモニタリング体制の高度化等を背景として**増加傾向**にある。
- 宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱業者、郵便物受取サービス業者といった非金融分野の特定事業者については、届出件数自体は増加しているものの、全体に占める割合は依然として低い。
- 疑いを抱いた理由を具体的に記載し、取引明細等の資料が添付された届出は、分析・捜査の参考として有用。質の高い届出と考えられる。

業態別の疑わしい取引の年間通知件数（P.60）

※図表内の注釈は、本文ご参照

区分＼年	令和４年	令和５年	令和６年		
	件数（件）	件数（件）	件数（件）	全体比（%）	前年比（%）
金融機関等	542,003	661,838	791,440	93.13%	+19.6%
預金取扱金融機関	435,728	522,649	611,069	71.90%	+16.9%
銀行等（注１）	414,651	498,155	580,382	68.29%	+16.5%
信用金庫・信用協同組合	18,520	21,636	24,925	2.93%	+15.2%
労働金庫	316	397	1,370	0.16%	+245.1%
農林等（注２）	2,241	2,461	4,392	0.52%	+78.5%
保険会社	3,939	4,575	5,428	0.64%	+18.6%
金融商品取引業者	19,032	20,550	23,804	2.80%	+15.8%
貸金業者	45,684	63,954	88,282	10.39%	+38.0%
資金移動業者	20,271	29,232	39,122	4.60%	+33.8%
暗号資産交換業者	16,550	19,344	22,667	2.67%	+17.2%
商品先物取引業者	318	846	428	0.05%	−49.4%
両替業者	430	655	617	0.07%	−5.8%
電子債権記録機関	0	14	3	0.00%	−78.6%
その他（注３）	51	19	20	0.00%	+5.3%
ファイナンスリース事業者	71	214	141	0.02%	−34.1%
クレジットカード事業者	41,106	45,674	57,978	6.82%	+26.9%
宅地建物取引業者	11	18	25	0.00%	+38.9%
宝石・貴金属等取扱事業者	124	138	223	0.03%	+61.6%
郵便物受取サービス業者	1	30	35	0.00%	+16.7%
電話受付代行業者	0	0	0	−	−
電話転送サービス事業者	1	17	5	0.00%	−70.6%
その他（注４）	−	−	14	0.00%	−
合計	583,317	707,929	849,861	100.00%	+20.0%

疑わしい取引に関する情報の流れ（P.61）

- 国家公安委員会・警察庁では、疑わしい取引に関する情報の集約、整理及び分析を行い、マネー・ローンダリング事犯等の捜査等に資すると判断されるものを**都道府県警察とそれ以外の捜査機関等に対して提供**
- 捜査等において、疑わしい取引に関する情報が幅広く活用されている。

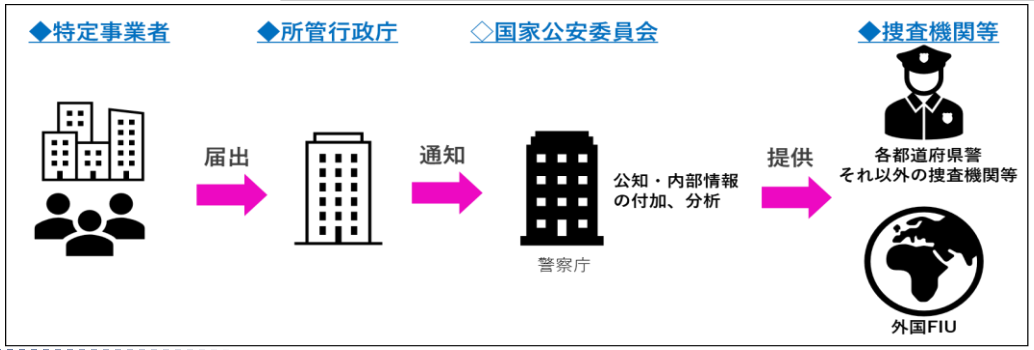

捜査機関等に対する提供件数（P.61）

	令和４年	令和５年	令和６年
疑わしい取引の届出に関する情報の提供件数(件)	581,252	685,330	815,318
分析結果の提供件数（件）	15,990	21,730	26,871

捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報の件数（P.61）

	令和４年	令和５年	令和６年
捜査等に活用した疑わしい取引に関する情報の件数(件)	373,849	496,093	629,135

第３　マネー・ローンダリング事犯の分析（P.59）

➢ **疑わしい取引に関する情報は、マネー・ローンダリング事犯の捜査等に有効活用**されている。
都道府県警察が実際に疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例（17事件）、その他の捜査機関等が疑わしい取引の届出を活用した事件例（５事件）について記載

都道府県警察において疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例（P.61）

事　件　名	詐欺事件
届け出た業態	預金取扱金融機関、暗号資産交換業者
対象口座	日本人名義口座及び同名義人の親族名義口座
届出理由	**《預金取扱金融機関》** ・一定期間取引のない口座に、突如多数の法人や個人からの振り込みあり ・法人からの振り込みを含む多数回の振り込みがあり、その後多数の口座へインターネット送金又はＡＴＭから現金出金 ・銀行アプリに従来と異なる外国語でのログイン情報あり、譲渡口座の機能確認と疑う操作 **《暗号資産交換業者》** ・他の金融機関から、対象口座が不正取引に利用されているとの報告あり
捜査結果	口座名義人が第三者に利用させる目的で口座を開設し、複数の口座を当該第三者へ有償譲渡していたことが判明し、同名義人を検挙

事　件　名	賭博事件（オンラインカジノ）
届け出た業態	預金取扱金融機関、暗号資産交換業者
対象口座	日本人名義口座
届出理由	**《預金取扱金融機関》** ・ＩＰアドレス及び取引相手の口座からオンラインカジノ利用者と判断 ・銀行アプリに名義・住居 が異なる他口座と同一のＩＰアドレスからの利用があり、口座の第三者利用の疑いあり **《暗号資産交換業者》** ・短期間で頻繁に暗号資産の受領や現金入金があり、暗号資産を売買した上、登録口座への現金出金や外部の同一アドレスに宛てた暗号資産の移転を行っていた。受領した暗号資産の一部は、一度も売買することなく外部アドレス宛てに移転しており不自然
捜査結果	口座名義人がオンラインカジノを通じた賭博を行っていた事実が判明し、同人を検挙

第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度（P.70）

1 取引形態と危険度　(1) 非対面取引　(2) 現金取引　(3)外国との取引

非対面取引（P.70）

【マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性】

- **インターネット等を通じた非対面取引が急速に拡大**
- 容貌、言動等を通じて本人の同一性等を確認することが困難
- 取引時確認の精度は対面に比べ低下しやすい傾向
- 非対面環境では、預貯金口座やアカウントが第三者に譲渡や貸与され、契約主体とは異なる者が取引を実行していたとしても、特定事業者は容易にはその事実を把握できない。

【事業者の措置】

➢ 取引時確認の完了後、**第三者による不正取引の可能性を踏まえた継続的なモニタリング**を実施

（対応例）

- ログイン時のＩＰアドレス、アクセス元所在地、ブラウザ言語、端末情報等の整合性の確認
- 顧客の電話番号、メールアドレス等の登録情報の確認
- ２４時間３６５日の取引モニタリング
- 登録済みの連絡先情報や振込限度額等の変更の検知
- 異常なログイン頻度や不自然な資金移動等の兆候に着目した取引のモニタリング

【法令上の措置】

➢ 非対面での本人特定事項の確認方法のうち、**本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクが高い方法を廃止**
→犯収法規則の一部改正　令和７年６月公布・令和９年４月施行予定

➢ 対面においても偽変造された本人確認書類が悪用されている実態あり
→対面での本人特定事項の確認方法について、ＩＣチップ及び写真付きの**本人確認書類の提示を受けるとともにＩＣチップ情報を読み取る方法を原則とする**犯収法規則の関係規定の改正を検討

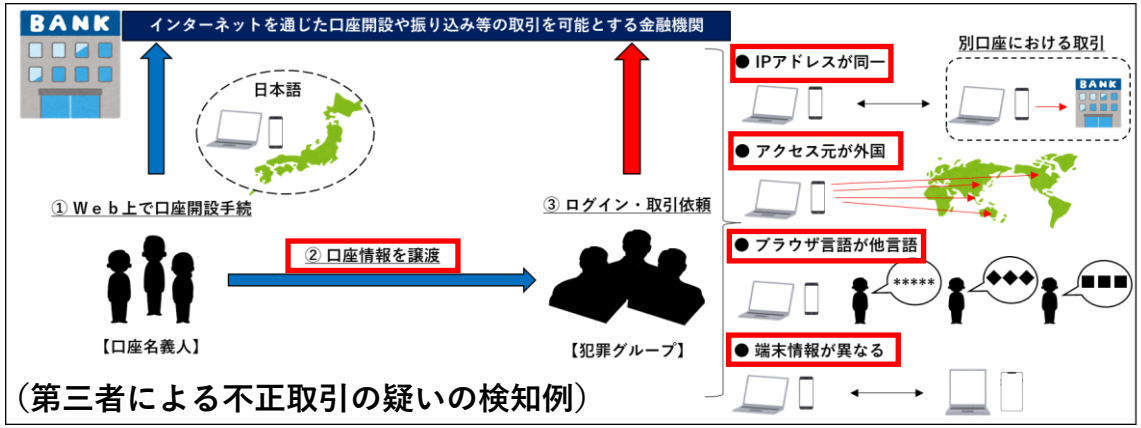

（第三者による不正取引の疑いの検知例）

【トピック】ＩＢを悪用した不正送金、特殊詐欺及びＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺（P.75）

●特殊詐欺
→令和６年中、**被害額が500万円以上の振込型**（認知件数1,673件、被害額307.7億円）の調査
・ＩＢ利用の割合：認知件数の**約６割**、被害額の**約７割**
認知件数・被害額共に増加傾向
・被害者が被害前にＩＢ機能設定済みの口座利用が約７割
・被疑者の指示で被害者がＩＢ口座の開設やＩＢ機能を追加で設定するケース、被疑者が被害者名義で開設するケースがみられる。

●ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺
→令和６年中、**振込型**（認知件数8,349件、被害額1,074.3億円）の調査
・ＩＢ利用の割合：認知件数の**約６割**、被害額の**約７割**

ＩＢの利用限度額は非対面で変更可能
連日にわたる振り込みにより被害の高額化がみられる。
【特定事業者のリスク低減措置】
・ＩＢの初期利用限度額を適切に設定
・利用申込みの際や利用限度額引上げ時の利用者への確認や注意喚起

第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度（P.70）

1 取引形態と危険度　(1) 非対面取引　(2) 現金取引　(3)外国との取引

外国との取引（P.82）

【マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性】

・外国との取引は、国内の取引に比べて、資金移転の追跡を困難とする性質を有する。
・ＩＴ技術の発展によって決済手段や外国に資金を移転する方法は多様化
・銀行の外国為替取引に加え、資金移動業者を通じた外国送金・暗号資産等を用いた即時性の高い資金移転方法も利用されている。

【マネー・ローンダリングの手口】

① 国内外の金融機関等を悪用し（外国送金等）、**送金目的や受取目的を偽る。**
② **正規の貿易**（物品の輸出入等）**を装う。**
③ 実際に資金移動をすることなく、国内外への実質的な送金・支払を請け負う**（地下銀行）。**
④ **キャッシュ・クーリエ**（現金の輸送）
⑤ **暗号資産**の移転を悪用

【トピック】貿易を利用したマネー・ローンダリングの分析（P.91）

➢ **特殊詐欺の被害金が、被疑者らが管理する複数の銀行口座を経由した後、中古車販売業者に中古自動車の対価として入金されていた事例**

＜特徴＞

・高額な被害金が短時間に複数の銀行口座を経由し、中古自動車販売業者に振り込まれる。
・特殊詐欺の被害から同事業者への入金まで約３０分で行われた事例がある。
・主に外国人名義の銀行口座が利用。特にベトナム国籍の割合が比較的高い。既に帰国した者の銀行口座が利用された事例もある。
・中古自動車販売業者への入金時、名義を別の外国人名・数字の羅列等に変更することも多くみられる。

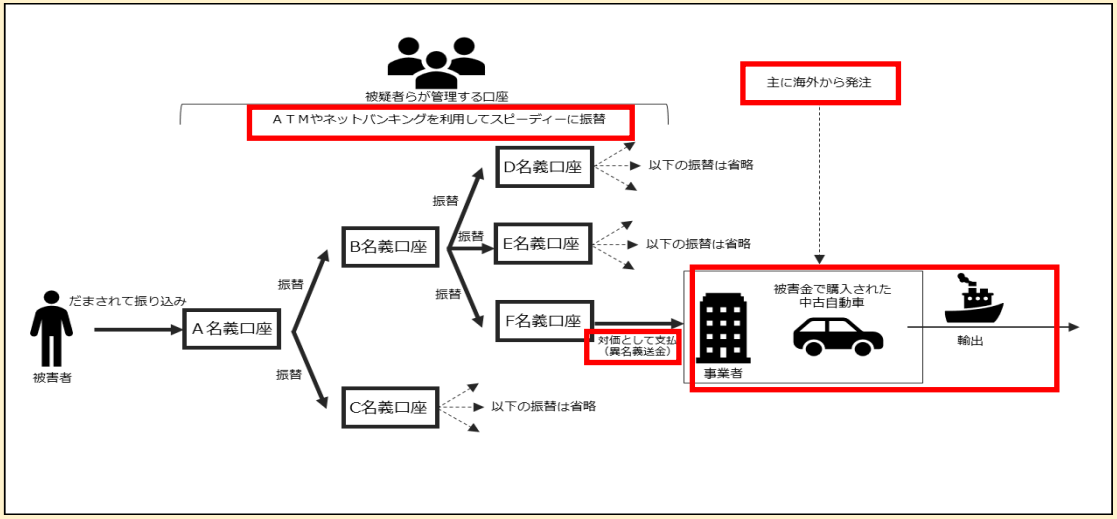

【トピック】東南アジアを拠点とする国際的な詐欺及びマネー・ローンダリングの脅威等について（P.92）

➢ ＵＮＯＤＣが令和７年４月に公表した報告書を紹介
東南アジアに存在する詐欺拠点が、人身取引や強制労働、暗号資産、地下銀行等を組み合わせた構造の下、400億米ドル規模に上る巨額のマネー・ローンダリング拠点として機能している実態を明らかにしている。
・東南アジアのオンライン犯罪産業が拡大するにつれ、拠点となる専用のビジネスパークが開発されている。
・特徴として機動性がある。法執行や紛争を含む外部要因によって、事業と労働者は国内または国境を越えて移動する。

報告書では、**メコン地域**で認知又は報告されている**詐欺センター**の所在地を掲載

第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度（P.70）

３ 顧客の属性と危険度　(1) 暴力団　(2) 非居住者　(3)外国の重要な公的地位を有する者　(4) 法人（P.105）

【トピック】法人を利用してマネー・ローンダリングを行う犯行グループに係る分析（P.113）

- 法人の悪用に係るマネー・ローンダリング事例では、以下のような例が確認されている。
  - **実体のない法人を新たに設立**して法人名義の口座を取得し、短期間で資金の入出金を行う。
  - **休眠法人や法人口座を買い取って**利用する。
  - **合法的な事業を営む法人の収益**に犯罪収益を混在させる。
  - **決済代行・収納代行業者**を通じて資金の移転を請け負う。
  - 還流していた資金には、特殊詐欺、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺、オンラインカジノの利用に関する犯罪収益あり
- 法人の設立や口座の管理が実際には別人によって行われていることや、法人の活動内容や資金の流れが不明確であることがリスク要因となり得る。

【トピック】法人を利用してマネー・ローンダリングを行う犯行グループに係る分析（P.113）

近年、他の犯罪グループが実行した特殊詐欺等による**犯罪収益のマネー・ローンダリングを請け負う犯罪グループの存在**が明らかとなっている。これら犯罪グループが利用している法人、口座、取引の特徴等を分析している。

口座に係る分析結果

- １法人に対して複数の銀行で口座開設（指南役あり）

送金取引に係る分析結果

- 犯罪収益が入金される口座（１次口座）の資金を、早期に別の口座（２次口座）に移転。更に複数の中継口座（３次口座）を経由し、最終的に外国送金を行う口座（４次口座）に移転させる。
- 暗号資産交換業者の金融機関口座への送金やＡＴＭでの現金出金を行っているものもある。
- ＲＰＡを活用し、送金処理を自動化する例もある。
- 3,000万円未満の外国送金を繰り返す。

法人名義口座を悪用したマネー・ローンダリングのイメージ（オンラインカジノの仕組みを利用）

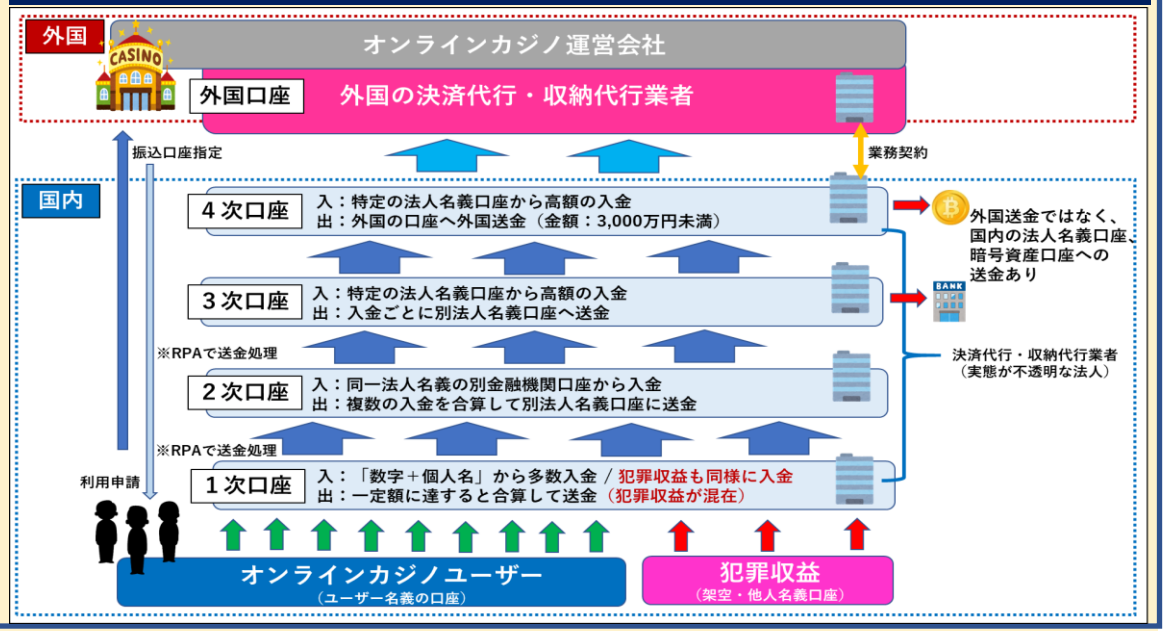

第５　商品・サービスの危険度（P.118）

特定事業者が取り扱う商品・サービスの危険度

危険度	商品・サービス
他の業態よりも相対的に危険度が高い取引	預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス（下欄に掲げられたものを除く。）、資金移動サービス、電子決済手段、暗号資産
危険度が認められる取引	保険、投資、信託、金銭貸付、高額電子移転可能型前払式支払手段、外貨両替、ファイナンスリース、クレジットカード、不動産、宝石・貴金属、郵便物受取サービス、電話受付代行、電話転送サービス、法律・会計関係サービス

第５章の構成

※ 概要版では、構成とその内容を説明。各商品・サービスの詳細については、本文を参照願います。

ア 危険度を高める要因

(ｱ) マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

→各商品・サービスの概要、規模、特徴、脆弱性等

(ｲ) 事例

→マネー・ローンダリングに悪用された事例を紹介

イ 疑わしい取引の届出

→過去３年間の届出件数、届出件数が多かった届出理由（「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称）等

ウ 危険度の低減措置

(ｱ) 法令上の措置

→犯罪収益移転防止法のほか各業法で定められている規制内容等

(ｲ) 所管行政庁の措置

→所管行政庁によるガイドラインや具体的な取組例

(ｳ) 業界団体及び事業者の措置

→業界団体等の具体的な取組例

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

→所管行政庁が事業者に求める留意すべき内容

オ 危険度の評価

→危険度の評価結果及び一層危険度が高まる取引等

第５　商品・サービスの危険度（P.118）

ア 危険度を高める要因　(ア) 固有の危険性　(イ) 事例

➢ 各商品・サービスが、マネー・ローンダリングに悪用された主な事例を記載
以下は調査書で記載している主なイメージ図を抜粋

（９） 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産（P.167）

【暗号資産を悪用したマネー・ローンダリングのイメージ】

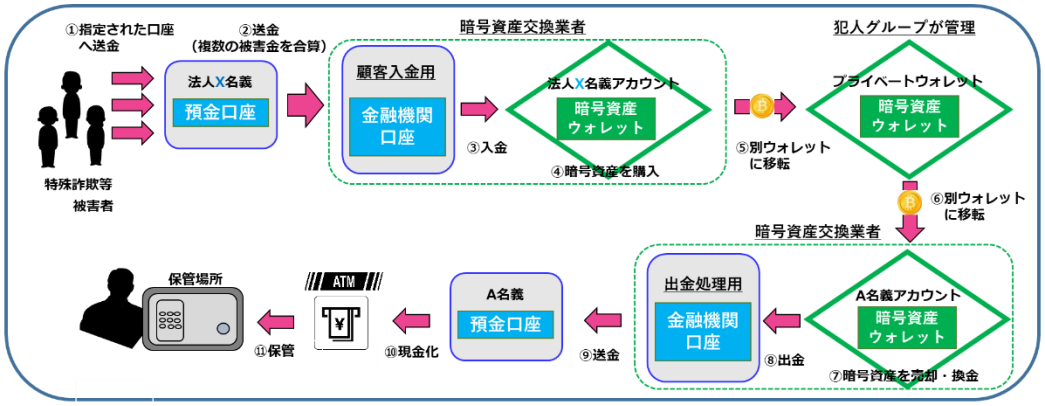

→被害者からだまし取った金銭を**暗号資産に交換し、別ウォレットに移転**させた上で現金化した事例（法人名義口座の悪用）

【相対屋（あいたいや）を通じた暗号資産の現金化のイメージ】※

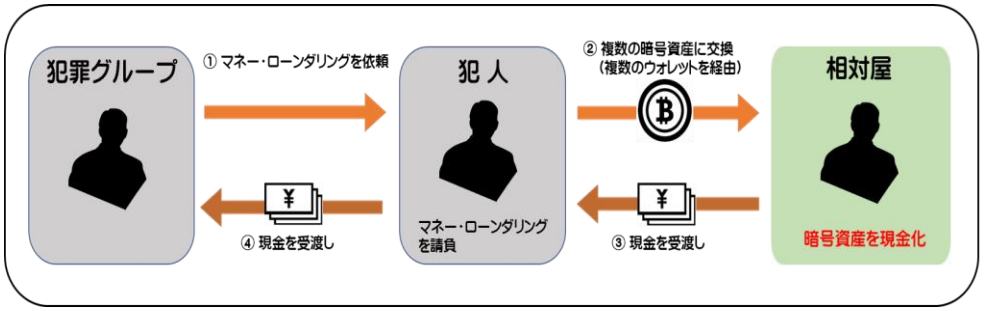

→犯罪収益である現金を暗号資産に交換して複数の暗号資産ウォレットを経由させた上、**相対屋を通じて現金化**した事例

※相対屋：証券取引所等の市場を通さずに、売手と買手が当事者同士で価格や売買数量等を決めて行う取引を行う者

※本図は、「第４取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度（P.79）」に記載

(13) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産（P.189）

【宅地建物取引業者を利用したマネー・ローンダリングのイメージ】

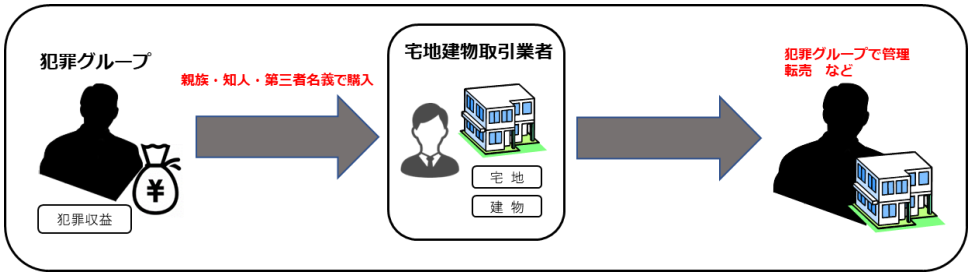

→**犯罪収益を原資**として、親族・知人・第三者名義で**宅地・建物を購入**した事例

【特殊詐欺の被害金が銀行口座を介して宅地建物取引業者に送金された事例】

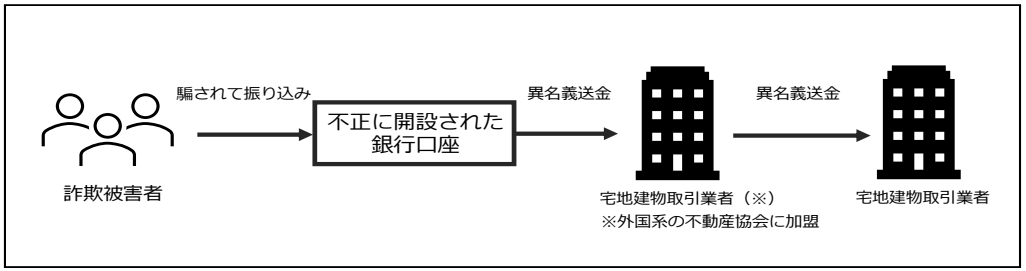

→**特殊詐欺の被害金**が、不正に開設された銀行口座を介して被害金が宅地建物取引業者に送金され、その後、**不動産に換えられた疑い**のある事例

第５　商品・サービスの危険度（P.118）

ア 危険度を高める要因　イ 疑わしい取引の届出　**ウ 危険度の低減措置**　エ 危険度の評価

➢ 令和６、７年の間に、特定事業者や業界団体等に対し、金融庁・警察庁の連名又は警察庁から以下の要請を行っている。

(1)　預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス（P．119）

※令和７年調査書に記載しているもの

➢ 令和６年８月、預貯金口座の不正利用等防止に向け、業界団体等に対し各種対策を要請
犯罪の手口が巧妙化・多様化し、インターネットバンキングの悪用ともあいまって、特殊詐欺等の詐取金が暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座宛に送金される事例が発生している状況に鑑み、**令和７年９月**に前回の要請の内容を含め、次のような対策を要請

① 口座開設時における不正防止及び実態把握の強化
② 利用者側のアクセス環境や取引の金額・頻度等の妥当性に着目した多層的な検知
③ 不正の用途や犯行の手口に着目した検知シナリオ・敷居値の充実・精緻化
④ 検知及びその後の顧客への確認、出金停止・凍結・解約等の措置の迅速化
⑤ インターネットバンキングに係る対策の強化
・利用申込みの際の確認・注意喚起
・初期利用限度額の適切な設定
・利用開始後及び利用限度額引上げ時の確認・注意喚起
⑥ 振込名義変更による暗号資産交換業者及び資金移動業者への送金停止等
⑦ 不正等の端緒・実態の把握に資する金融機関間での情報共有
⑧ 警察への情報提供・連携の強化

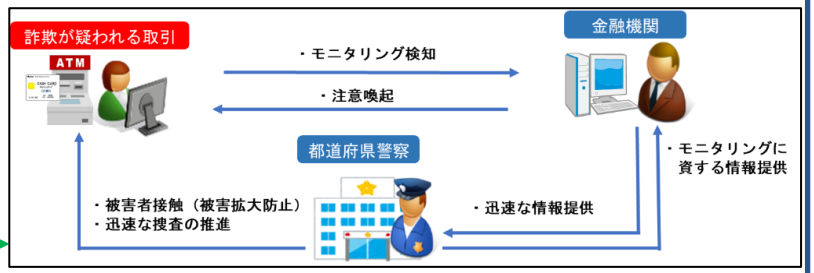

・警察庁は金融機関２８行と「情報連携協定書」締結（令和７年９月末時点）
・４４の都道府県警察が５１５の金融機関と連携開始（令和７年６月末時点）

➢ 令和６年６月に策定された「国民を詐欺から守るための総合対策」のうち「犯罪者のツールを奪うための対策」の一つとして、**令和６年12月**、金融機関を所管する関係省庁に対して、在留期間が満了した外国人名義の預貯金口座の悪用を防止するための以下の具体的措置が各金融機関において行われるよう、通知文書を発出

・在留期間が満了した外国人名義の口座から現金出金や他口座への振り込みが行われる場合には、当該口座の名義人本人が口座を使用しているか、取引時確認を実施
・在留期間満了日の翌日以降、上記の確認がなされるまでは、当該口座からの現金出金及び他口座への振り込みを制限

(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う有価証券の取次ぎ等（P.139）

➢ オンライン証券口座への不正アクセスを受け、**令和７年７月**、金融業界全体に不正アクセス及び不正取引への対策強化を要請

(7) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス（P.157）

➢ **令和７年９月**、金融機関に対し、振込名義変更による資金移動業者の金融機関口座宛ての送金停止等、対策の強化を要請

(9) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産（P.167）

➢ **令和７年９月**、金融機関に対し、振込名義変更による暗号資産交換業者の金融機関口座宛ての送金停止等、対策の強化を要請

第７　テロ資金供与に関する危険度（P.224）

➢ テロ資金供与に関する危険度について、記載の明確化を図る観点から、独立した章として整理

脅威	ＩＳＩＬ、ＡＱ等のイスラム過激派をはじめとするテロ組織、テロ資金供与関係者等
脆弱性	テロ資金の合法・非合法な出所及び供与手段

テロ資金供与の特性

- **資金の出所の多様性と偽装性**
  テロ組織による支配地域内の取引等に対する課税等のほか、企業等による合法的な取引を装って得られる。
- **少額・断片的な取引形態による検知困難性**
  事業者等が日常的に取り扱う多数の取引の中に紛れてしまう危険性がある。
- **送金先・経由地の特徴**
  供与先としてイラク・シリア・ソマリア等が挙げられるほか、トルコ等の周辺国を経由する例がある。
- **暗号資産の利用**
  暗号資産の寄付を呼び掛ける実態がある。
- **ＳＮＳ等の利用**
  ＳＮＳ等の利用増加、寄附を呼び掛ける動画が用いられる。
- **伝統的な手法**
  ハワラのほか、現金を直接受け渡すといった伝統的な手法を広く利用し続けている。

疑わしい取引の届出

【届出にあたっての主な留意点】

- **顧客の属性**
  資産凍結対象者の氏名、生年月日等と照合
- **取引国・地域**
  取引先がテロ組織が活動する国等又は周辺国等か。
- **取引形態**
  送金理由が寄附等であっても、活動実態が不透明な団体や個人を送金先としていないか。

危険度の評価

我が国においては、テロ資金供与に関する法令上の措置等が整備されており、他国と比較して**テロ資金供与リスクは相対的に低いと評価**

一方、**以下の懸念が存在することを認識する必要あり**

・イスラム過激派等が外国人コミュニティに潜伏し悪用
・外国人戦闘員による資金調達
・紛争地域に渡航する者
・国内団体・企業等による合法的な取引の偽装
・特定事業者の監視を免れて商品・サービスを悪用

【トピック】非営利団体のテロ資金供与への悪用リスク（P.233）

我が国の非営利団体に関する実態や制度的な対応について法人類型ごとに分析を行いリスク評価を実施
① ＮＰＯ法人　② 公益法人　③ 社会福祉法人　④ 医療法人　⑤ 学校法人　⑥ 宗教法人　⑦ その他の団体
→我が国においては、非営利団体がテロ資金供与に悪用されたとして摘発された事例は確認されておらず、外国で活動する非営利団体の割合も限定的であること等から、総合的に見て、現時点における**テロ資金供与に関するリスクは低いと評価**

《参考》　ＪＡＦＩＣウェブサイト等

ＪＡＦＩＣトップページ

✓https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm

犯罪収益移転危険度調査書　　犯罪収益移転防止に関する年次報告書

➢https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm

疑わしい取引の参考事例

➢https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/gyosei.htm

警察白書

✓https://www.npa.go.jp/publications/whitepaper/index_keisatsu.html

警察庁が保有する統計データ等（特殊詐欺・組織犯罪・犯罪統計資料等）

✓https://www.npa.go.jp/publications/statistics/index.html

JAFIC
Japan Financial Intelligence Center